自立支援として取り組む６つの事業

生活困窮者自立支援制度として定められている次の６つの事業に取り組みます。

自立相談支援事業

相談を受けて、その内容によってどんな支援が適切か検討し判断します。すぐに仕事に就くことができる人には、ハローワークと連携して就労支援を行ないます。

住宅確保給付金

離職によって住居を失った、または失う恐れの高い人に期限付きで家賃相当額を支給します。

就労準備支援事業

就労に向けて日常生活や社会生活自立のための支援を行ないます。

一時生活支援事業

緊急に衣食が必要な場合の支援です。

家計相談支援事業

家計に問題がある場合、家計の再建のための必要な支援を行ないます。

学習支援事業

「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯と生活保護世帯の子どもの学習支援を行ないます。

生活に困ったときは、まずご相談ください

窓口だけでなく電話でも！

生活が苦しい、長く失業している、働いた経験がなく不安、引きこもりやニートで悩んでいる、生活の中で困りごとや悩みがある、誰かに相談したいがどこに行けばいいかわからない……などなど、お悩みではありませんか？

くらしサポート課では市民からの相談を受け付けます。経済的に生活に困っている人はもちろん、色々な生活上の問題を抱えている人は、まず、ご相談ください。

生活困窮相談専用ダイヤル

くらしサポートホットライン
(☎75・1502)

▶くらしサポート課（☎75・1222）

こんなときは ご相談ください

くらしサポート課へ

平成27年4月 生活困窮者自立支援法スタート

近年、わが国では社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増加しています。

長引く景気の低迷により、失業や非正規雇用、低収入の人が増え、働ける年齢層の生活保護受給者も増えています。また、単身世帯や一人親世帯の増加、近所づきあいや助け合いの意識の希薄化などによって社会的に孤立している人も数多くいます。

このような社会変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。生活困窮者自立支援法は、そうした生活に困窮している人が自立した生活を送ることができるよう支援する新たな国の制度です。

早期の支援のため

わが国では安定した雇用を土台に、「第1のセーフティネット」として「社会保険制度」や「労働保険制度」があります。また、これまでは「生活保護制度」が最後のセーフティネットとしての役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の雇用状況や雇用形態の変化から、それだけでは安心した国民生活を支えられなくなってきました。このため、この新たな生活困窮者自立支援制度は生活保護に至る前に早期に支援を行う「第2のセーフティネット」として作られました。

玉名市での取り組み

玉名市では、4月1日から「くらしサポート課」を設置し、この新たな制度である生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の業務を一体的に実施します。

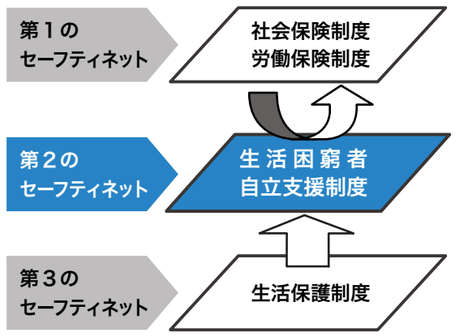

※生活困窮者自立支援制度の創設にあたって、生活保護制度の見直しも行われました。